

令和4年国立大学法人旭川医科大学臨時役員会（書面審議）議事要旨

1. 日 時 : 令和4年2月2日（水）～2月4日（金）
2. 参加者 : 松野 丈夫学長職務代理, 平田 哲理事, 高野 一夫理事, 山崎 美幸理事

議題

1. 国立大学法人旭川医科大学業務方法書の一部改正について

本件について、学長職務代理から書面により発議及び以下の説明があった。

- ・国立大学法人法及び国立大学法人法施行規則の一部改正に伴い、従前、国立大学法人が作成を義務付けられていた年度計画が廃止されること等から、国立大学法人旭川医科大学業務方法書を改正する必要があること。
- ・改正案を資料1のとおり作成したので、審議願いたいこと。
- ・業務報告書の改正には、文部科学大臣の認可が必要であり、令和4年2月10日までに文部科学省へ申請する予定であること。
- ・施行日は、令和4年4月1日とすること。

書面審議の結果、原案のとおり了承された。